

第56号議案

芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別
紙のように定める。

令和6年6月5日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

提案理由

J R 芦屋駅南自転車駐車場4及びJ R 芦屋駅南自転車駐車場6の供用を廃止
するほか、J R 芦屋駅南自転車駐車場1を拡張すること等に伴い、関係規定を整
理するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例（昭和63年芦屋市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前												
<p>（業務時間等）</p> <p>第3条の2 駐車場の業務時間は、午前6時30分から午後10時までとする。ただし、J R 芦屋駅北自転車駐車場及び阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場については、午前6時から午前0時までとし、J R 芦屋駅南自転車駐車場1、J R 芦屋駅南自転車駐車場3及びJ R 芦屋駅南自転車駐車場9については、午前6時から午後10時までとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>阪神打出駅前自転車駐車場～J R 芦屋駅北自転車駐車場</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>J R 芦屋駅南自転車駐車場1</td> <td>芦屋市業平町 <u>1番1、1番2、</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	阪神打出駅前自転車駐車場～J R 芦屋駅北自転車駐車場	（略）	J R 芦屋駅南自転車駐車場1	芦屋市業平町 <u>1番1、1番2、</u>	<p>（業務時間等）</p> <p>第3条の2 駐車場の業務時間は、午前6時30分から午後10時までとする。ただし、J R 芦屋駅北自転車駐車場及び阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場については、午前6時から午前0時までとし、J R 芦屋駅南自転車駐車場1、J R 芦屋駅南自転車駐車場3、<u>J R 芦屋駅南自転車駐車場4、J R 芦屋駅南自転車駐車場6</u>及びJ R 芦屋駅南自転車駐車場9については、午前6時から午後10時までとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>阪神打出駅前自転車駐車場～J R 芦屋駅北自転車駐車場</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>J R 芦屋駅南自転車駐車場1</td> <td>芦屋市業平町1番2、1番3</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	阪神打出駅前自転車駐車場～J R 芦屋駅北自転車駐車場	（略）	J R 芦屋駅南自転車駐車場1	芦屋市業平町1番2、1番3
名称	位置												
阪神打出駅前自転車駐車場～J R 芦屋駅北自転車駐車場	（略）												
J R 芦屋駅南自転車駐車場1	芦屋市業平町 <u>1番1、1番2、</u>												
名称	位置												
阪神打出駅前自転車駐車場～J R 芦屋駅北自転車駐車場	（略）												
J R 芦屋駅南自転車駐車場1	芦屋市業平町1番2、1番3												

改正後		改正前	
	1 番 3		
J R 芦屋駅南自転車駐車場 3	芦屋市業平町 5 番 2 ～ 5 番 4	J R 芦屋駅南自転車駐車場 3	芦屋市業平町 <u>4 番 8</u> 、5 番 2 ～ 5 番 4
		J R 芦屋駅南自転車駐車場 4	芦屋市業平町 9 7 2 番 5、9 7 2 番 6、9 7 2 番 9、9 7 2 番 1 3、9 7 2 番 1 4、9 7 3 番 3
		J R 芦屋駅南自転車駐車場 6	芦屋市上宮川町 1 0 0 番 1 先
J R 芦屋駅南自転車駐車場 9	(略)	J R 芦屋駅南自転車駐車場 9	(略)
別表第 2 (第 5 条関係)		別表第 2 (第 5 条関係)	
1 J R 芦屋駅北自転車駐車場の使用料～3 阪神打出駅前自転車駐車場、阪急芦屋川駅北自転車駐車場及び J R 芦屋駅南自転車駐車場 3 の使用料		1 J R 芦屋駅北自転車駐車場の使用料～3 阪神打出駅前自転車駐車場、阪急芦屋川駅北自転車駐車場及び J R 芦屋駅南自転車駐車場 3 の使用料	
(略)		(略)	
4 阪神打出駅南自転車駐車場、阪急芦屋川駅南松ノ内自転車駐車場、J R 芦屋駅南自転車駐車場 1 及び J R 芦屋駅南自転車駐車場 9 の使用料		4 阪神打出駅南自転車駐車場、阪急芦屋川駅南松ノ内自転車駐車場、J R 芦屋駅南自転車駐車場 1、 <u>J R 芦屋駅南自転車駐車場 4</u> 、 <u>J R 芦屋駅南自転車駐車場 6</u> 及び J R 芦屋駅南自転車駐車場 9 の使用料	
(略)		(略)	
5 阪神芦屋駅西自転車駐車場の使用料・6 阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場の使用料		5 阪神芦屋駅西自転車駐車場の使用料・6 阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場の使用料	
(略)		(略)	
備考 1 ～ 5 (略)		備考 1 ～ 5 (略)	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 3 条の 2 第 1 項、別表第 1 及び別表第 2 中「J R 芦屋駅南自転車駐車場 4」を削る改正規定 令和 6 年 8 月 1 日

- (2) 別表第1中「1番1、」を加える改正規定 令和6年9月1日
- (3) 第3条の2第1項、別表第1及び別表第2中「JR芦屋駅南自転車駐車場6」を削る改正規定 令和6年10月1日

参 照

芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

J R 芦屋駅南自転車駐車場 4 及び J R 芦屋駅南自転車駐車場 6 の供用を廃止するほか、J R 芦屋駅南自転車駐車場 1 を拡張すること等に伴い、関係規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) J R 芦屋駅南自転車駐車場 4 に係る規定の削除

(第 3 条の 2 第 1 項、別表第 1 及び別表第 2 関係)

(2) J R 芦屋駅南自転車駐車場 1 及び 3 に係る位置を定める規定を次のように改める。(別表第 1 関係)

	名 称	位 置	
		改正案	現 行
ア	J R 芦屋駅南自転車駐車場 1	芦屋市業平町 1 番 1、 1 番 2、1 番 3	芦屋市業平町 1 番 2、1 番 3
イ	J R 芦屋駅南自転車駐車場 3	芦屋市業平町 5 番 2 ~ 5 番 4	芦屋市業平町 4 番 8、5 番 2 ~ 5 番 4

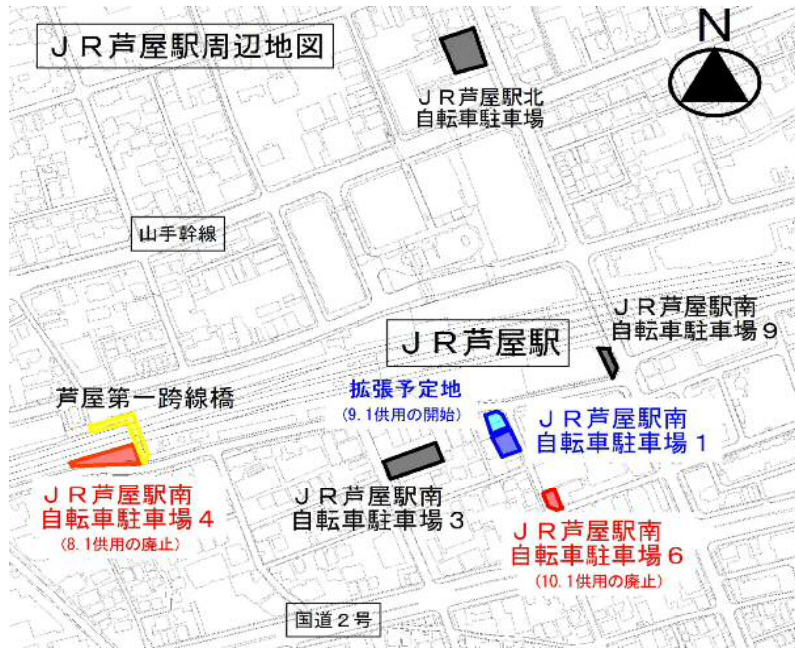
(3) J R 芦屋駅南自転車駐車場 6 に係る規定の削除

(第 3 条の 2 第 1 項、別表第 1 及び別表第 2 関係)

3 施行期日

- (1) 2 (2)イの規定 公布の日
- (2) 2 (1)の規定 令和 6 年 8 月 1 日
- (3) 2 (2)アの規定 令和 6 年 9 月 1 日
- (4) 2 (3)の規定 令和 6 年 10 月 1 日

J R 芦屋駅北及び南自転車駐車場 1～9 の現状と今後の予定



太字は改正部分

名称		位置	収容台数					
			種別	区分	7.31 以前	8.1 時点	9.1 時点	10.1 以降
J R 芦屋駅北 自転車駐車場		大原町 265 番	自転車	定期	295	295	295	295
				一時	429	429	429	429
			原付	定期	180	180	180	180
				一時	74	74	74	74
J R 芦屋駅南 自転車駐車場	1	業平町 <u>1 番 1、</u> 1 番 2、3	自転車	定期	183	183	271	271
			原付	定期	50	50	77	77
	3	業平町 <u>4 番 8、5 番 2</u> ～4	自転車	定期	219	219	219	219
				一時	77	77	77	77
			原付	定期	15	15	15	15
				一時	29	29	29	29
	自動二輪	一時	10	10	10	10		
		<u>4</u>	<u>業平町 972 番 5、6、</u> <u>9、13、14、973 番 3</u>	原付	定期	73	0	0
	<u>6</u>	上宮川町 100 番 1 先	自転車	定期	67	67	67	0
			原付	定期	20	20	20	0
9	上宮川町 108 番 1 先	自転車	定期	24	24	24	24	
J R 芦屋駅北・南 自転車駐車場 1～9 の合計			自転車	定期	788	788	876	809
				一時	506	506	506	506
			原付	定期	338	265	292	272
				一時	103	103	103	103
自動二輪	一時	10	10	10	10			